



埼玉県発行

規 則

目

次

○埼玉県恩給支給規則の

部を改 課

正する規則 示

職

員

○特定非営利活動法人の定款の変 更に係る公告

○入間都市計画生産緑地地区の変 (NPO活動推進課)

○越谷都市計画生産緑地地区の変 更 (みどり再生推進室)

○管理美容師資格認定講習会の指 (生活衛生課)

○大規模小売店舗の変更に関する

公示 (商業支援課)

○ヨーネ病患畜の発生

(畜産安全課)

兀

○県営土地改良事業斎条地区(区

及び換地計画書の写しの縦覧 画整理事業)の換地計画の決定 (農村整備課)

兀

○県有地の売払いに関する入札公 地

(河川砂防課)

○荒川右岸流域下水道ばいじん ○東松山市市の川特定土地区画整 届出 理組合の理事の氏名及び住所の (セメント原料化) 処分業務そ (市街地整理課)

○荒川右岸流域下水道ばいじん 0) (セメント原料化)処分業務そ (荒川右岸下水道事務所)

○中川流域下水道ばいじん(セメ 関する入札公告 ント原料化)処分業務その1に

兀

Ŧi.

○雨水流出抑制施設の告示 六

1に関する入札公告

の2に関する入札公告

改正する。

○中川流域下水道ばいじん(セメ ント原料化)処分業務その2に \bigcirc

告

六

六

八

(中川下水道事務所)

関する入札公告

○開発行為に関する工事の完了公 ○収去した飼料等の試験結果の概 要の公表 (農総研水田農業研究所) (総合教育センター) (飯能県土)

○県立総合教育センター研修サポ 関する一般競争入札公告 ートシステム構成機器賃貸借に (建築指導課) 兀 六 兀 \bigcirc 更 告

八

○開発行為に関する工事の完了公

告

○開発行為に関する工事の完了公 (東松山県土)

八八八

(行田県土)

○一般国道百三 一十二号の区域の変 (杉戸県土)

八

○開発行為に関する工事の完了公

九

○埼玉県教育委員会定例会の招集

(教委・総務課)

九

則

規

埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十一年二月十三日

埼玉県知事

上

 \coprod

清

司

埼玉県規則第五号

埼玉県恩給支給規則 埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則 (昭和四十一年埼玉県規則第三十六号) の一部を次のように

第二条第一項第一号中 「浦和市」を「さいたま市」に改める。

第三条中 「出納長」を 一会計管理者 に改める。

別記様式第一号中 職員課経由

, ゃ | (あて先)

に改め、

埼玉県出納長 「受ける」 を「の」に、 埼玉県会計管理者_ 下記により振り込ま

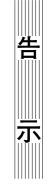
れたく依頼いたします」や「を下記の口座に振り込むよう依頼します」以 「今家当方においへ」を削り、 別記様式第二号中 種 別」を | □ 座 「公務員」や「元公務員」に、 種 別」に、「預金口座番号」を「口 座 |埼玉県知事 箝 少」に改める。

埼玉県知事」 に改め、 同様式の備考を削る。

(あて先)

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。



埼玉県告示第二百四号

準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、 非営利活動法人から、 第七号)第二十五条第四項の規定により 公告する。 定款の変更の認証を受けようとする特定 特定非営利活動促進法(平成十年法律 同条第五項において 次のとおり申請書 Ŧi.

びに当該定款の変更の日の属する事業年 予算書を申請のあった日から二月間、 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 る方法(埼玉県NPO情報ステーション 置く方法並びにインターネットを利用す 民生活部NPO活動推進課において備え (http://www.saitamaken-npo.net/)) なお、当該申請に係る変更後の定款並 、 県

平成二十一年二月十三日

より縦覧に供する。

埼玉県知事 上 田 清 司

申請のあった年月日

平成二十一年二月五日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人どりいむ

代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地 和子

埼玉県告示第二百六号

とする。 に暮らせる地域社会を創造すること を行い、 目一〇一番地鯉平ビル1F この法人は、埼玉県の障害者 定款に記載された目的 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁 福祉の増進に寄与することを目的 地域生活に必要な支援や介護 誰もが住み慣れた街で、 豊か 児

埼玉県告示第二百五号

ので、 推進室において縦覧に供する。 該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生 る同法第二十条第二項の規定により、 百号)第二十一条第二項において準用す の変更に係る図書の写しの送付を受けた 入間市から入間都市計画生産緑地地区 平成二十一年二月十三日 都市計画法 (昭和四十三年法律第 当

埼玉県知事 上 田 清 司

届出の概要等

イ 加須駅店舗ビル 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須市中央一丁目二百七十二の二

他

推進室において縦覧に供する。 る同法第二十条第二項の規定により、 百号)第二十一条第二項において準用す ので、都市計画法(昭和四十三年法律第 の変更に係る図書の写しの送付を受けた 該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生

埼玉県知事 田 清

司

イ

平成二十一年五月十二日~二十六

日までの間のうち三日間

さいたま市浦和区仲町三丁目五番

埼玉県告示第二百七号

三号)第十二条の三第二項の規定によ のとおり指定した。 り、管理美容師資格認定講習会として次 美容師法 (昭和三十二年法律第百六十

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区 当 号 講習会の主催者 講習日程及び講習会場 財団法人理容師美容師試験研修セン 東京都江東区有明三丁目

一番二十五

平成二十一年二月十三日

までの間のうち三日間

さいたま市浦和区仲町三丁目五番

口

平成二十一年六月十六日~三十日

埼玉県県民健康センター

号 埼玉県県民健康センター

受講料

一万八千円

埼玉県告示第二百八号

出の概要等について、 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届

平成二十一年二月十三日

司

口

変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数 (変更前

第 一駐輪場 図面省略

収容台数

九五台

一駐輪場 図面省略

二駐輪場 図面省略 収容台数 収容台数

二〇台

第 一駐輪場 図面省略 収容台数 一 五 台

(変更後)

一駐輪場 図面省略 収容台数 五台

届出年月日 平成二十一年九月三十日

変更年月日

縦覧期間 平成二十一年一 月二十九日

三 縦覧場所 平成二十一年二月十三日から平成二十一年六月十五日まで

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県産業労働部商業支援課

意見書の提出 埼玉県利根地域振興センター

四

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。 |地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

意見書提出期間

平成二十一年二月十三日から平成二十一年六月十五日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百九号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届

平成二十一年二月十三日

公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

届出の概要等

埼玉県知事

上 \coprod

清 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社西友

所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

口 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称

(変更前

株式会社西友 代表執行役 渡邊 紀征

東京都豊島区東池袋三丁目 番

(変更後

株式会社西友 東京都豊島区東池袋三丁目 代表取締役

エドワード・ジェームス・カレジェッスキー

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 一番一号

(変更前

株式会社西友 代表執行役 渡邊

東京都豊島区東池袋三丁目 番一号

(変更後)

株式会社西友 代表取締役 エドワード・ジェームス・カレジェッスキー

東京都豊島区東池袋三丁目 番 一 号

県に

変更年月日

平成十八年三月二十九日

届出年月日

縦覧期間 平成二十一 一年一月三十日

 \equiv 縦覧場所

平成二十一年

一月十三日から平成二十一年六月十五日まで

埼玉県西部地域振興センター 埼玉県産業労働部商業支援課

兀 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 **入規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺** 県に

-3 -

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。 意見書提出期間

- イ
- 平成二十一年二月十三日から平成二十一年六月十五日まで

意見書提出先

口

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百十号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清

司

届出の概要等

イ

大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社西友 小手指店

所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

変更の概要

口

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

(変更後)

第一駐車場

位置

図面省略

収容台数

合計

六七九台

第一、第二駐車場 位置 図面省略 収容台数 合計 七二三台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

第一、第一 二駐車場 位置 図面省略 六箇所

(変更後)

第一駐車場 位置 図面省略 四箇所

変更年月日

平成二十一年十月

日

平成二十一年一 月三十日

届出年月日

縦覧期間

平成二十一年二月十三日から平成二十一年六月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

兀 意見書の提出

対し、意見書の提出により、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 これを述べることができる。 県に

意見書提出期間

イ

平成二十一年二月十三日から平成二十一年六月十五日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百十一号

り次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示す 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定によ

る

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上 \mathbb{H} 清 司

牛ョーネ 病	家畜の種類伝染病及び
患畜	疑似患畜の区分患 畜 及 び
一頭	群数及び
上尾市	区 埃男所又は
二月五日平成二十一年	発生年月日
法令殺	処置

埼玉県告示第二百十二号

より県営土地改良事業斎条地区 十五号)第八十九条の二第一項の規定に 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九 (区画整

より公告し、及びその換地計画書の写し 理事業) 準用する同法第八十七条第五項の規定に 十日に定めたので、同条第四項において の換地計画を平成二十 一年二月

を次のとおり縦覧に供する。 平成二十一年二月十三日 縦覧期間 埼玉県知事 上 田 清 司 縦覧場所 行田市役所

平成二十一年三月十四日まで 平成二十一年二月十六日から

埼玉県告示第二百十三号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事

上

田

清

司

入札内容 件 名

1

口 物件の表示 土地の売払い

物件番号

越谷市蒲生寿町 越谷市蒲生寿町 土 地 0) |五七三番 |五七||番 所 在 地目 宅地 宅地 兀 地積 · 四七 (平方メート ル

物件番号

草加市神明二丁目一四三番二	土地の所在
雑種地	地目
一六)	地積(平方メートル)

競争入札に参加する者に必要な資格

当しない者であること。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該

契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所並びに問い合わせ先 用地課管理担当 越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 阪井、高野 電話 埼玉県越谷県土整備事務所管理担当 ○四八一八三○一五○四四 衛生会館 三階 埼玉県県土整備部 (直通) 小

渡辺

電話

○四八—九六四—五二二 (代表)

四 入札手続等

入札参加申込み

持参又は郵送によるものとし、 その日時等は次のとおりとする。

- 持参による申込み
- 十二時まで及び午後一時から五時まで 日時 平成二十一年三月五日 (木) 及び同月六日 金 午前九時から
- 場所

次のいずれかに持参すること。

- (1) さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 衛生会館三階 埼玉県県土
- 整備部用地課管理担当 越谷市越ヶ谷四丁目 一番八十二号 埼玉県越谷県土整備事務所管理扣

(2)郵送による申込み

期限 平成二十一年三月六日(金)

(午後五時必着)

送付先 郵便番号三三〇—九三〇一 一号 埼玉県県土整備部用地課管理担当 さいたま市浦和区高砂三丁目十五

入札・開札の日時及び場所

日時

口

 $(\!-\!)$ 物件番号一

平成二十一年三月十三日 金 午前十時から

 $(\underline{})$ 物件番号二

平成二十一年三月十三日 金 午前十一時から

各締切後開札

(2)会議室 場所 越谷市越ヶ谷四丁目 一番八十二号 埼玉県越谷県土整備事務所 階

(百分の五以上) を乗じ

た額(納付書兼領収書により納付すること。) 入札参加者の見積もった契約金額に入札保証金の率

ハ

入札保証金

ニ 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

(2) (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

鈴

(3) 該当する入札書 埼玉県財務規則 (昭和三十九年埼玉県規則第十八号)第九十七条の規定に

ホ 落札者の決定方法

で最高の価格をもって入札を行った入札者を落札者とする。 埼玉県財務規則第九十四条の規定に基づいて作成された予定価格以上の価格

埼玉県告示第二百十四号

成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第 ると認めたので、 流出抑制施設の設置等に関する条例 項の規則で定める技術的基準に適合す 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水 告示する 宷

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上. 田 清

司

(—)号

雨水流出抑制施設の敷地である土地

雨水流出抑制施設の容量

三

容量 三九九・〇立方メートル

東松山市市の川特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったの 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、

次のとおり公告する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県告示第二百十五号

埼玉県知事 上 田 清

司

辞任した理事の氏名及び住所

名 所

木 昇 東松山市小松原町二〇番五号

埼玉県告示第二百十六号

般競争入札に付する。 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十一年二月十三日

第二〇〇八一三九-

区域

外八筆 所沢市東狭山ヶ丘五丁目二七五三番

(5)

競争人札参加資格

問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札単価とするので、入札 ントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、 者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

 $\widehat{1}$ 者にあること 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

2 格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、 務」の各等級に格付された者であること。 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資 |廃棄物処理業

(3) 年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置期間中でない者である 入札日において、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 8

(4) 入札日において、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱 いとこのをジ (平成19年3月27日付け出物第1153号) に基づく指名除外措置期間中でない者

(5) 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範

調達内容

埼玉県知事

上 田

清

司

購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その1 | 以

調達案件の仕様等

2

入札説明書及び仕様書による

履行期間

(3)

平成21年4月1日 (水) から平成22年1月31日 (日) まで。

(4) 履行場所

処理法」という。)第14条第6項の規定に基づくばいじんの中間処分業の許可 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物

を受けている者が事業の用に供する処理施設

人札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセ

3

(6) 廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可を受けている者のうち、年間のば いじん処理能力が1,500トン以上の産業廃棄物中間処理施設を有している者で 囲として、ばいじんの中間処分業の許可を受けている者であること

- (7) 平成21年2月1日前5年間に、ばいじん発生量が年間3,000トン以上の下水 処理業務を、継続した1年間以上の契約において、適法に履行した実績を有す る者であること。 処理場から発生するばいじんをセメントの原料として再資源化するための中間
- 入札書の提出場所等
- 1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 総務・管理担当 大場 光治 電話048-466-9410 埼玉県荒川右岸下水道事務
- 2 入札説明書等の交付方法

現場説明会 この公告の日から2月20日(金)まで、上記(1)の交付場所において交付する。

(4) 入札・開札の場所及び日時 開催しない。

揚所

埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務

四平平

严

平成21年3月30日(月)午前9時45分

(5) 郵便による場合の入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

務所 $\mp 351 - 0115$ 総務・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事

提出期限

平成21年3月27日(金)午後3時(必着)

か 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること

みの街

<u>(1)</u> 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 人札保証金

う。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する だし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」とい に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。た 入札に参加しようとする者は、入札金額(単価)に予定数量を乗じた金額

契約保証金

則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。 の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規 契約の相手方は、契約金額(単価)に予定数量を乗じた金額に契約保証金

入札者に要求される事項

(3)

- 書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した を平成21年2月19日(木)から同月26日(木)までに提出し、競争入札参加 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類
- イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなけれ ばならない。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
- 契約書作成の要否

(5)

落札者の決定方法

6)

て有効な入札を行った者を落札者とする 財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもっ

(7) 手続における交渉の有無

8 競争入札参加資格の付与

号) に提出すること。 審査担当 (048-830-5775 (直通) 付して平成21年 2 月18日(水)までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格 所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添 上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1

9

支払条件

- に支払うものとする。 その他詳細は、入札説明書による 発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者
- Summary
- (1) Nature and Quality of the Service to be Required

Sewage System. from the sewage treatment plant of the Arakawa Right Bank District Regional The 1 st part of disposal (cement raw material) of wetted soot and dust emitted

- (2) Deadline for Submissions By mail: 3:00 pm, March 27, 2009
- Contacts Points for More Information In person: 9:45 am, March 30, 2009

3 Wako-shi, Saitama-ken 351-0115 Telephone.048-466-9410 Department of City Development, Saitama Prefectural Government Niikura 6-1-1, Arakawa Right Bank District Regional Sewage Management Office,

埼玉県告示第二百十七号

般競争入札に付する。 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清

司

調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その2

| 世

2 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

平成21年4月1日 (水) から平成22年1月31日 (日) まで、

(4) 履行場所

を受けている者が事業の用に供する処理施設 処理法」という。)第14条第6項の規定に基づくばいじんの中間処分業の許可 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物

(5) 人札方法

問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する 者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札単価とするので、入札 ントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセ

競争人札参加資格

2

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資 務」の各等級に格付された者であること。 格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「廃棄物処理業
- (3) 入札日において、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱 (平成8 年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置期間中でない者であるこ
- (4) 入札日において、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱 いあること。 (平成19年3月27日付け出物第1153号) に基づく指名除外措置期間中でない者
- (5) 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けている者のうち、 囲として、ばいじんの中間処分業の許可を受けている者であること 事業の範
- (6) 廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可を受けている者のうち、 いじん処理能力が3,600トン以上の産業廃棄物中間処理施設を有している者で とこのあ 年間のば
- (7) 平成21年2月1日前5年間に、ばいじん発生量が年間3,000トン以上の下水

中平

処理業務を、継続した1年間以上の契約において、適法に履行した実績を有す 処理場から発生するばいじんをセメントの原料として再資源化するための中間 者であること。

- 入札書の提出場所等
- 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務
- 2 入札説明書等の交付方法

総務·管理担当 大場

光治

電話048-466-9410

この公告の日から2月20日(金)まで、上記(1)の交付場所において交付する。

3 現場説明会

開催しない。

入札・開札の場所及び日時

(4)

場所

埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務

あて先

(5)

郵便による場合の入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

平成21年3月30日(月)午前10時00分

務所 総務・管理担当 〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事

提出期限

平成21年3月27日(金)午後3時(必着)

ひ

書留郵便又は簡易書留郵便によること

- <u>(1)</u> 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金
- 人札保証金

に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。た 入札に参加しようとする者は、入札金額(単価)に予定数量を乗じた金額

> だし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」とい う。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する

契約保証金

則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。 の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、 契約の相手方は、契約金額(単価)に予定数量を乗じた金額に契約保証金

入札者に要求される事項

3

- 書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した を平成21年2月19日(木)から同月26日(木)までに提出し、競争入札参加 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類
- ばならない。 入札者は、上記 3 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなけれ
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
- 契約書作成の要否

(5)

落札者の決定方法

6)

て有効な入札を行った者を落札者とする。 財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもっ

手続における交渉の有無

7

競争入札参加資格の付与

8

審查担当 (048-830-5775 (直通) 付して平成21年2月18日(水)までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格 号)に提出すること。 所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添 上記 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1

- (9) に支払うものとする 支払条件 発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者
- その他詳細は、入札説明書による
- Summary
- Nature and Quality of the Service to be Required

emitted from the sewage treatment plant of the Arakawa Right Bank District Regional Sewage System The 2 nd part of disposal (cement raw material) of wetted soot and dust

Deadline for Submissions

2

By mail: 3:00 pm, March 27, 2009

In person: 10:00 am, March 30, 2009

3

Wako-shi, Saitama-ken 351-0115 Telephone.048-466-9410 Department of City Development, Saitama Prefectural Government Niikura 6-1-1, Contacts Points for More Information Arakawa Right Bank District Regional Sewage Management Office,

埼玉県告示第二百十八号

般競争入札に付する。 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

(5)

調達内容

 $\widehat{\Box}$ 購入等件名及び数量

中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その1

니 빗

2 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

3 履行期間

平成21年4月1日 (水) から平成22年1月31日 (日)

₹

(4) 履行場所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物 |

を受けている者が事業の用に供する処理施設 処理法」という。)第14条第6項の規定に基づくばいじんの中間処分業の許可

人札方法

問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する 者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを ントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札単価とするので、入札 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該単価の5パーセ

競争人札参加資格

2

(1) 者であること 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資 格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「廃棄物処理業 務」の各等級に格付された者であること。
- (3) 入札日において、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱 (平成8 年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置期間中でない者であるこ
- (4) 入札日において、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成19年3月27日付け出物第1153号) に基づく指名除外措置期間中でない者
- 囲として、ばいじんの中間処分業の許可を受けている者であること 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けている者のうち、 事業の範
- 6) いじん処理能力が1,500トン以上の産業廃棄物中間処理施設を有している者で 廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可を受けている者のうち、
- (7) 平成21年2月1日前5年間に、ばいじん発生量が年間3,000トン以上の下水 処理業務を、継続した1年間以上の契約において、適法に履行した実績を有す 処理場から発生するばいじんをセメントの原料として再資源化するための中間 る者であること
- 入札書の提出場所等

ယ

(1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

イ 提出期限

所総務・管理担当 野口

蒸肥

総務・管理担当 〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 野口 藤男 電話048-966-6033 埼玉県中川下水道事務所

(2) 入札説明書等の交付方法 この公告の日から2月20日(金)まで、上記(1)の交付場所において交付する。

(4) 3 入札・開札の場所及び日時 現場説明会 開催しない。

揚所

四平

埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務

(5) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法 平成21年3月30日(月)午前10時45分

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 埼玉県中川下水道事務

提出方法 平成21年3月27日(金)午後3時(必着)

か

書留郵便又は簡易書留郵便によること

みの街

<u>(1)</u> 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

だし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」とい に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。た 人札保証金 入札に参加しようとする者は、入札金額(単価)に予定数量を乗じた金額

イ 契約保証金 の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規 契約の相手方は、契約金額(単価)に予定数量を乗じた金額に契約保証金

う。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する

(3) 則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する

- 入札者に要求される事項
- 書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した を平成21年2月19日(木)から同月26日(木)までに提出し、競争入札参加 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類
- ばならない。 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなけれ
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
- (5) 契約書作成の要否

6)

て有効な入札を行った者を落札者とする。 落札者の決定方法 財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもっ

(7) 手続における交渉の有無

8

競争入札参加資格の付与

付して平成21年2月18日(水)までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格 所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添 審査担当 (048-830-5775 (直通) 号)に提出すること 上記 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1

(9) 支払条件

に支払うものとする 発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者

(10) その他詳細は、入札説明書による。

<u>ح</u>

Summary

-11-

Nature and Quality of the Service to be Required

from the sewage treatment plant of the Nakagawa Regional Sewage System. The 1 st part of disposal (cement raw material) of wetted soot and dust emitted

2 Deadline for Submissions

By mail: 3:00 pm, March 27, 2009

In person: 10:45 am, March 30, 2009

3 Contacts Points for More Information

Saitama-ken 343-0813 Telephone.048-966-6033 Development, Saitama Prefectural Government Koshigaya 4-2-82, Koshigaya-shi, Nakagawa District Regional Sewage Management Office, Department of City

埼玉県告示第二百十九号

般競争入札に付する。 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

購入等件名及び数量

<u>1</u>

調達内容

中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その2 니 쌧

調達案件の仕様等

2

入札説明書及び仕様書による

履行期間 平成21年4月1日 (水) から平成22年1月31日 (日) まで、

3

(4)

履行場所

を受けている者が事業の用に供する処理施設 処理法」という。) 第14条第6項の規定に基づくばいじんの中間処分業の許可 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物

入札方法

ントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札単価とするので、入札 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセ

> 問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する 者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

競争入札参加資格

2

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること
- 格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、 務」の各等級に格付された者であること。 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資 「廃棄物処理業
- 年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置期間中でない者である 入札日において、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱 (平成8

(3)

(2)

- (4) 入札日において、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成19年3月27日付け出物第1153号) に基づく指名除外措置期間中でない者
- (5) 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けている者のうち、 囲として、ばいじんの中間処分業の許可を受けている者であること
- (6) 廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可を受けている者のうち、 いじん処理能力が3,500トン以上の産業廃棄物中間処理施設を有している者で 年間のば
- (7) 平成21年2月1日前5年間に、ばいじん発生量が年間3,000トン以上の下水 処理業務を、継続した1年間以上の契約において、適法に履行した実績を有す 処理場から発生するばいじんをセメントの原料として再資源化するための中間 る者であること。
- 入札書の提出場所等
- 1 総務·管理担当 野口 藤男 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 電話048-966-6033 埼玉県中川下水道事務所
- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から2月20日(金)まで、上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 現場説明会

開催しない。

(4) 入札・開札の場所及び日時 揚所

严 中平 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務

平成21年 3 月30日 (月) 午前10時30分

- 5 郵便による場合の入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- 提出期限

所総務・管理担当 〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 四四 蒸男 埼玉県中川下水道事務

J 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること

平成21年3月27日(金)午後3時(必着)

みの他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 人札保証金

う。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。 だし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」とい に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。た 入札に参加しようとする者は、入札金額(単価)に予定数量を乗じた金額

契約保証金

の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規 則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する 契約の相手方は、契約金額(単価)に予定数量を乗じた金額に契約保証金

- 入札者に要求される事項
- 資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した 書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 を平成21年2月19日(木)から同月26日(木)までに提出し、競争入札参加 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類

- イ 入札者は、 ばならない。 上記 3 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなけれ
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
- 契約書作成の要否

(5)

6)

落札者の決定方法 財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をも

て有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

競争入札参加資格の付与

8

審査担当 (048-830-5775 (直通) 付して平成21年2月18日(水)までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格 号) に提出すること。 所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添 上記 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1

(9) 支払条件

に支払うものとする 発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者

- (10) その他詳細は、入札説明書による
- Summary

رى د

(1) Nature and Quality of the Service to be Required

System emitted from the sewage treatment plant of the Nakagawa Regional Sewage The 2 nd part of disposal (cement raw material) of wetted soot and dust

(2) Deadline for Submissions By mail: 3:00 pm, March 27, 2009

In person: 10:30 am, March 30, 2009

3 Contacts Points for More Information

Saitama-ken 343-0813 Telephone.048-966-6033 Development, Saitama Prefectural Government Koshigaya 4-2-82, Koshigaya-shi, Nakagawa District Regional Sewage Management Office, Department of City

埼玉県告示第二百二十号

の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 公告する。 (昭和四十三年法律第百 次 三

平成二十一年二月十三日 埼玉県知事 上 田

清 司

兀

平成二十一年二月二

指令飯整第二〇〇〇一五

一号

検査済証番号

平成二十一年二月九日第八十六号

入間郡毛呂山町中央四丁目一九番 一九番一〇、一九番一七、一九番

北本市中丸九丁目二五八番地

埼玉県告示第二百二十一号

般競争入札に付する。 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

6)

調達内容

1 購入等件名及び数量

県立総合教育センター研修サポートシステム構成機器賃貸借

| "共

2 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

平成21年7月1日(水)から平成24年12月31日(月)まで

ただし、平成22年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名 欣

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成19年3月27 日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること

5 る能力を有することを証明した者であること。 物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けでき

公告の日前5年間に本件業務と種類及び規模をほぼ同じくするコンピュー

(7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し た者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

〒336-8555 埼玉県さいたま市緑区大字三室1305番地1 埼玉県立総合教育

減額又は削除があった場合、当該契約は解除する

(4) 履行場所

埼玉県立総合教育センター深谷支所

(5) 人札方法

ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ 端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセント

競争人札参加資格

(1) 者であること 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資 の賃貸」又は「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であるこ 格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出 物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

本公告に示した物品を第三者をして貸し付けようとする者にあっては、当該

システムの構築及び運用業務を履行した実績のある者であること

ယ

並びに問い合わせ先

センター総務担当 田澤 電話048-874-1221 (直通)

入札説明書及び仕様書の交付方法 下記(3)の入札説明会又は平成21年2月16日(月)午前9時以後上記(1)の交付

入札説明会の場所及び日時

場所において交付する

揚所

所2号館 中平 埼玉県深谷市上柴町西4丁目2番地7 242研修室 埼玉県立総合教育センター深谷支

(4) 入札・開札の場所及び日時

平成21年2月23日(月)午後1時30分

埼玉県さいたま市緑区大字三室1305番地1

中平 平成21年3月30日(月)午後2時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

埼玉県立総合教育センター総務担当

あて先

受領期限

提出方法 平成21年3月27日(金)午後5時(必着)

か

書留郵便によること

その街

1

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 人札保証金及び契約保証金

人札保証金

則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合 は、免除する。 じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

> _ 契約保証金

場合は、免除する 額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

入札者に要求される事項

3

求められた場合は、それに応じなければならない。 平成21年3月13日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得 なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

埼玉県立総合教育センター

る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

(5) 契約書作成の要否

6) 落札者の決定方法

格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 て、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価 この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であっ

(7) 手続における交渉の有無

8 競争入札参加資格の付与

浦和区高砂3丁目15番1号) に提出すること の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成21年2月20日 加資格審查担当(電話048-830-5775(直通) (金)午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定 〒330-9301 埼玉県さいたま市

(9) 支払条件

受注者に支払うものとする 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

特記事項

金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。 その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。 平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該

Summary

Nature And quanitity of the products to be leased:

Computer Network System for the Saitama Prefectural Education Center.

This includes computer hardware, software and their maintenanced

- (2) Time-limit for tender : 2 : 00 p.m.30, March,2009(tender submitted by mail : 5 : 00 p.m.27, March, 2009)
- (3) Contact point for more information:

General Affairs Section, Saitama Prefectural Education Center, Mimuro 1305-1,

Midori-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 336-8555, Phone: 048-874-1221

埼玉県農林総合研究センター所長告示第四号

号)第五十六条第七項の規定により、平成二十年十二月に収去した飼料等の試験結 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五

栄養成分に関する検査

果の概要を次のとおり公表する。 平成二十一年二月十三日

埼玉県農林総合研究センター所長 星

裕

						0.14	0.21	3.7	28.9	1.3	5.2			児玉郡神川町渡瀬 222	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-13	
6.6												90 1 9	4 1 3 2	H20.12.17 朝日工業株式会社 ^{姦工工担}		
						0.67	0.88	5.4	4.5	3.1	14.8	: : :	配合飼料			
13.5	1					0.60 上以上	0.80 日 日 日 日 日	7.0 以下	以 元 6.0	2.5 以上	14.5 以上	20 12	マルサン種豚用4号	٠ ا	<u> </u>	
						0.51	0.79	4.4	1.9	6.9	18.1		ター P 配合飼料	同 左	地6号	
12.9	1					0.45 以上	0.60 以上	7.0 以才	4.0	5.0 以上	17.5 以上	20. 12	マルサン人工乳アフ	H 20. 12. 16	三和農工株式会社 本庄市東台1丁目3番	
						2.78	6.01	19.7	0.1	5.9	65.3	-	٦٢	同左	草加市松江 3-13-9	1
7.3								23.0 以下		12.0 以下	60.00 以上	20 12	60%フィッシュミー	0.12	三幾飼料工業株式会社 草加工場	
の検込%	M E 500 kcal/kg (7)	TDN M	ペプシン 消化率 %	水浴浴 紫	単位。 発基 % 対対 素	0 h	10 445MH	粗灰分	粗繊維%	粗脂肪%	性 かん 発 分 変 変 が かん 変 変 が かん	・月	飼料の名称	农 去 年 月 日 収 去 場 所	製造事業場等の名称及び所在地	
		要	蔥	0	無		裕	験	献			大型		+ A II	34 计	

治

E		疾父市みどりが丘49番 地	株式会社ベンチャー ウィスキー秩父蒸留所
E		间左	H20.12.18
シュージュージュージョンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャン	1. イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ī	ウイスキー若
20.12	90 19		20 12
1.3		3.8	
1.3 0.2 0.0 0.		3.8 1.6 4.1 0.7	
0.0		4.1	
4			
0.01 0.07		0.05	
0.07		0.09	
	96.4		80.3

- $(\dot{\pm})$ 飼料の名称の欄中の「働」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
- 分の過不足量(絶対量)を示す。 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成

安全性に関する検査

2

	株ス秩	-2 連份	4× 91===
回	株式会社ベンチャーウィ スキー秩父蒸留所 秩父市みどりが丘49番地	全農東京畜産生産事業所 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 -27-13	製造事業場等の名称及び所在地
甲	同 左	朝日工業株式会社埼玉 工場 児玉郡神川町渡瀬222	収 去 場 所
章	飼料	飼料	飼料又は飼料添加物の区分
ウイスキー蒸留残液	ウイスキー粕	オーツヘイ	飼料又は飼料添加物の名称
20.12	20.12	20.12	製 (輸入) 年 · 月
重金属―カドミウム、鉛、ひ素	重金属―カドミウム、鉛、ひ素	重金属―カドミウム、鉛、ひ素	武 験 結 果 の 概 要
			童

- $(\dot{\Xi})$ 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「働」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料である
- 違反の内容を示す。 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号 都市計画法 (昭和四十三年法律第百 七号

の開発行為に関する工事が完了したの 第三十六条第三項の規定により、 公告する。 次

平成二十一年二月十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長

許可番号

根 岸

功

指令飯整第二〇〇〇三一〇号 平成二十年十二月三日

平成二十一年二月六日 検査済証番号

飯整第二〇〇〇四〇号

一八三番一、二八三番二、二八五番二、 開発区域に含まれる地域の名称 入間郡毛呂山町大字小田谷字千代田

水路の一部 開発許可を受けた者の住所及び氏名 入間郡毛呂山町大字長瀬一五二番地

兀

野口

号 で、 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、次 公告する。 (昭和四十三年法律第百

平成二十一年二月十三日 埼玉県東松山県土整備事務所長

井

清

司

許可番号

平成二十年十二月十八日

第二〇〇一〇八〇号

検査済証番号

平成二十一年二月六日

第二〇〇一一五号

開発区域に含まれる地域の名称 比企郡滑川町大字月輪字上ノ山 <u>一</u> 五.

兀 開発許可を受けた者の住所及び氏名 坂戸市大字片柳 四六九—

栗原

正義

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十 | 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十

の開発行為に関する工事が完了したの 号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画法 公告する。

平成二十一年二月十三日

許可番号

平成二十年十月三十日

検査済証番号

第二〇〇一一六号

開発区域に含まれる地域の名称

兀 さいたま市北区奈良町三二―一九 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兀

(昭和四十三年法律第百 次

埼玉県東松山県土整備事務所長 井 清 司

第二〇〇〇八四〇号

平成二十一年二月九日

比企郡吉見町大字今泉字仲町三四五

シャルマン 三 一〇六号

克実

恒夫

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

号)第三十六条第三項の規定により、 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 公告する。 (昭和四十三年法律第百 次

平成二十一年二月十三日 埼玉県行田県土整備事務所長 南 沢 郁 郎

許可番号

平成二十年九月十九日 指令行整第二〇〇〇二九〇号

検査済証番号

平成二十一年二月六日第三十三号

<u>|</u> 五 開発区域に含まれる地域の名称 北埼玉郡騎西町大字牛重字下裏八六

開発許可を受けた者の住所及び氏名 有限会社 騎西町大字鴻茎七番地七 野口不動産 代表取締役

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

区域を次のように変更する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、 平成二十一年二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

平成二十一年二月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平 井 順

道路の種類 国道

路 名 号

道路の区域

	四 三 二 一 での号 号埼 、 関) 都 王 「	Т		
	玉県杉戸県土整 部市計画法 (四 都市計画法 (四 都市計画法 (四 都市計画法 (四 都市計画法 (四 本 (四	新	旧	旧 新 別
発行日 火曜日·金曜日 購読料	号 特玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九 号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。 平成二十一年二月十三日 平成二十一年二月十二日 平成二十一年二月十八日 平成二十一年二月四日 平成二十一年二月四日 平成二十一年二月四日 平成二十一年二月四日 平成二十一年二月四日 平成二十一年二月四日 北葛飾郡杉戸町大字茨島九〇〇一二 コットンハウス二〇三	番一地先まで	蓮田市上二丁目三六八一番二地:	区
(郵 便 料 金 を 含 む 。) 発 ○四八—八二四—二一一一(代表)一年四 万 三 千 四 百 円 者 埼 玉 및	場玉県教養告示第四号 埼玉県教養告示第四号 埼玉県教育委員会定例会を次のとおり 将玉県教育委員会定例会を次のとおり 招集する。 平成二十一年二月十二日 平成二十一年二月十九日 午前九時 三十分 三十分 三十分 三十分 三十分 三十分 三十分 三十分	九、七二、二五、二五	四・四〇~	間 (メートル) (メ
埼玉県報ホームページ http://www.pref.saitama /BA 00/kenpouhome/fr_t		二一二十二三年事事步行		トル)長備
印刷所 ○四八 ○四八 ○四八 ○四八		自東車步行者道整備工事による		
○四八—八六二—二九○一(代: さいたま市南区別所三—一—一関東図書株式会				考